

## 日米社会保障協定の署名について

2004年（平成16年）2月19日、アメリカ合衆国首都ワシントンにおいて、日米両政府が「日米社会保障協定」（“Agreement between Japan and the United States of America on Social Security”、以下「日米協定」という）に署名し、日本国会及び米議会による批准の後、平成17年度中に本協定が発効することが見込まれています<sup>1</sup>。本稿では、本協定の署名までの経緯及びその概略について説明いたします。

### 署名までの経緯

「社会保障協定」とは、社会保障制度（年金制度及び医療保険制度）に関して、国際的な人的交流に伴い発生する「保険料の二重払い」及び「保険料の掛け捨て」という被保険者・企業等に生じる負担及び不利益を軽減・回避することを目的とした二国間または多国間協定のことで、年金制度に関する側面に着目して「年金協定」とも呼ばれています。

例えば、EU加盟諸国間においては、多国間社会保障協定である「アムステルダム条約」により、EU加盟国籍労働者及びその扶養家族に対して、（1）各国の給付額算定期間の合計、（2）居住する者に対する社会保障の給付、が保証されています<sup>2</sup>。

日本企業が、従業者を海外の子会社・支店等に派遣する場合、「属地主義」の考え方により、派遣期間中、駐在国法令により駐在国における社会保障制度への加入義務（及び保険料支払義務）が発生します。一方、厚生年金保険法及び健康保険法等によれば、日本企業と従業者の間に雇用関係が継続する限り、日本においても社会保障制度への加入義務が継続するため、駐在国と日本のいずれにおいても保険料を支払わなければならないという「保険料の二重払い」の問題が生じています。こうした「保険料の二重払い」は、コスト増による利益率の低下等、日本企業の国際競争力を減退させる要因の一つとなる一方、外国企業の対日本直接投資意欲を阻害する要因の一つでもあり、社会保障協定の締結により解決すべきであると産業界等より従来から指摘されてきました<sup>3</sup>。

また、特に年金制度について、通常は駐在国における滞在期間が短いため、保険料を支

---

<sup>1</sup> 日本においては平成16年6月3日に国会が批准しています。なお、日米協定は、協定の発効日について、「両締結国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。」と規定しています（第16条）。

<sup>2</sup> 経済産業省通商政策局「通商白書2003」

（<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2003/15tsuushohHP/html/15324120.html>）

<sup>3</sup> 例えば平成14年9月17日付社団法人日本経済団体連合会等意見書「社会保障協定の早期締結を求める」（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/055.html>）

払った「保険期間」(いわゆる年金加入期間)が駐在国の年金受給要件(日本 25 年、米国 10 年)を満たさず、保険料を支払ったにも関わらず年金が支給されないという「保険料の掛け捨て」の問題が生じていました。

こうした状況のもと、日米政府間交渉が 2000 年に開始され、今般、日米協定の署名に至りました。日米協定は、日独社会保障協定、日英社会保障協定、及び日韓社会保障協定に続いて、日本が署名した 4 番目の社会保障協定です。また、日本は、フランス及びベルギーと締結に関する協議を継続しています(なお、米国は約 20 カ国との間で社会保障協定をすでに締結しています。)

日本企業からの海外派遣社員の派遣先として最も多い国が米国であり、今後予定される日米協定の発効が日本の産業界に与える影響は、従来の社会保障協定と比較して格段に大きいと考えられます。

#### 協定の概略

日米協定は、(1)保険料二重払いの除外、及び(2)保険期間(年金加入期間)の通算(保険料掛け捨ての防止)を主に規定しています。

日本が現在までに署名した各国との社会保障協定の主な規定範囲は以下のとおりです。

	日独協定	日英協定	日韓協定	日米協定
署名年月日(平成)	10・4・20	12・2・29	16・2・17	16・2・19
発効年月日(平成)	12・2・1	13・2・1	未批准	未批准
(1) 保険料二重払いの除外				
年金制度				
医療保険制度	-	-	-	
(2) 保険期間(年金加入期間)の通算		-	-	

規定あり、- 規定なし

日米協定は、日本が署名した他の社会保障協定と異なり、米国の要望に基づき、年金制度のみならず、医療保険制度も対象としている点に特徴があります。

#### (1) 保険料二重払いの除外

日米協定は、対象となる社会保障制度法令を限定列挙し(第 2 条)<sup>4</sup>、これら各法令の適用範囲を以下のように規定しています(第 4 条)。

<sup>4</sup> 公的年金制度及び公的医療保険制度に限定されます。

原則 就労する国の法令のみを適用する（第4条第1項）

例外 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合、その派遣の期間が原則として5年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する（同条第2項「一時派遣者等にかかる例外」）。

#### ケース・スタディ 1 - 社会保障制度加入義務（保険料支払義務）の有無

		従来	協定発効後
A 日本から米国に派遣	5年以内	日本及び米国	日本のみ
	5年超		米国のみ
B 米国から日本に派遣	5年以内		米国のみ
	5年超		日本のみ

日本から米国に派遣される従業者について、派遣期間が5年以内と見込まれる場合（A）でも、従来は、日本の社会保障制度に加えて、米国の社会保障制度への加入義務が発生していましたが、協定発効後は、米国の社会保障制度の加入義務が免除され、派遣前に引き続き日本の社会保障制度のみに加入義務を負います<sup>5</sup>。

また、米国から日本に派遣される従業者について派遣期間が5年以内と見込まれる場合（B）でも、従来は、米国の社会保障制度に加えて、日本の社会保障制度への加入義務が発生していましたが、協定発効後は、日本の社会保障制度の加入義務が免除され、派遣前に引き続き米国の社会保障制度のみに加入義務を負います。

他方、滞在が5年を超えると見込まれる場合（A、B）従来は派遣元国と就労国（駐在国）の両方の社会保障制度への加入義務が発生していましたが、協定発効後は派遣元国における加入義務は消滅し、就労国（駐在国）においてのみ加入義務を負います。

#### (2) 年金加入期間の通算

日米協定は、受給の権利の確立に際して、米国当局が米国の保険期間（年金加入期間）が不足する者について、日本の法令により付与された保険期間（米国の法令により既に付与された保険期間と重複しないものに限る）を考慮すること（第5条第1項）及び日本当局が日本の保険期間（年金加入期間）が不足する者について、米国の法令により付与された保険期間を考慮すること（第6条第1項）を規定しています。

<sup>5</sup> 見込みと異なり実際の派遣期間が5年を超えた場合、見込派遣期間経過後の期間について保険料支払義務が発生する（保険料支払義務発生は派遣開始時に遡及しません。）。ただし、申請により、就労国における社会保障制度加入免除の延長が、一定期間認められます（第4条第2項及び第8項）。

## ケース・スタディ 2 「年金加入期間の通算」

	受給要件(年)		加入期間(年)		従来受給資格		協定発効後の受給資格		
	日	米	日	米	日	米	通算期間(年)	日	米
A	25	10	22	4	×	×	26		
B			5	9	×	×	14	×	
C			5	4	×	×	9	×	×
D			22	15	×		37		
E			34	6			40		

○：受給資格あり、×：受給資格なし

例えば、上図 A 及び D のように、従来、日本において年金加入期間が老齢厚生年金受給要件の 25 年を満たさないケースであっても、協定発効後は、米国老齢年金保険料を支払った期間を通算して受給要件(25 年)を満たし、老齢厚生年金受給資格取得が可能となります。

また、上図 A、B、及び E のように、従来、米国において年金加入期間が米国老齢年金受給要件の 10 年を満たさないケースであっても、協定発効後は、日本において厚生年金保険料を支払った期間を通算して受給要件(10 年)を満たし、米国老齢年金の受給資格取得が可能となります。

このように日米租税条約を適用した結果、日米両国において年金の受給資格を取得した場合、両国の年金制度により年金が支給されることとなります。

なお、通算されるのは保険期間のみであり、保険料額は通算されません<sup>6</sup>。また、日米協定効力発生前の保険期間についても、通算の対象となります(第 15 条第 2 項)。

日米協定の実際の適用に際しては、所定の申請手続きが必要となります。運用に関する詳細は、日米両国において制定される法令・事務取扱要項等により定められる予定です<sup>7</sup>。

以上

<sup>6</sup> 例えば、老齢厚生年金受給資格取得のために通算された米国保険期間の米国老齢年金保険料は、日本における老齢厚生年金受給額の算定基準に含まれません(米国老齢年金受給額の算定基準には含まれます。)

<sup>7</sup> 例えば、「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が、平成 16 年 6 月 18 日に公布されています。